

令和8年3月27日

令和8年

第3回教育委員会定例会会議録

大田区 教育委員会室

令和8年3月27日（木曜日）午後2時から

1 出席委員（6名）

小 黒 仁 史	教育長
出 張 吉 訓 委 員	教育長職務代理者
高 橋 幸 子 委 員	
深 澤 佳 己 委 員	
北 内 英 章 委 員	
藤 井 大 吾 委 員	

2 出席職員（12名）

教育総務部長	今 井 健太郎
参事（教育施設担当）	河原田 光
教育総務課長	鈴 木 孝 司
教育施設担当課長	小野澤 行 平
副参事（教育地域力担当）	齋 藤 恵 介
副参事（教育施設調整担当）	小 池 武 道
学務課長	八 木 弘 樹
指導課長 （幼児教育センター所長 兼務）	木 下 健太郎
指導企画担当課長	志 賀 克 哉
学校支援担当課長	長 岡 誠
教育センター所長	早 田 由香史
大田図書館長	杉 村 由 美

3 日程

日程第1 教育長の報告事項

日程第2 議案審議

第5号議案 大田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

第6号議案 大田区教育委員会公印規則の一部を改正する規則

第7号議案 大田区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

第8号議案 大田区立図書館館則の一部を改正する規則

第9号議案 大田区立学校安全衛生委員会等設置規程の一部を改正する訓令

(午後2時00分開会)

○教育長

それでは、ただいまから、令和8年第3回大田区教育委員会定例会を開会いたします。
本日は、傍聴希望者がおります。
委員の皆様には傍聴許可を求めます。許可してよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○教育長

傍聴を許可いたします。

(傍聴者入室)

○教育長

大田区教育委員会傍聴規則第7条により、傍聴人は、議場における言論に対して批評を加え、または、拍手その他の方法により公然と可否を表明することは禁止されております。ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、これより審議に入ります。本日の出席委員数は定足数を満たしておりますので、会議は成立しています。

まず、会議録署名委員に深澤委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。
続いて、本日の日程第1について、事務局職員の説明を求めます。

○事務局職員

日程第1は、「教育長の報告事項」でございます。

○教育長

それでは、私から、本日は卒業式ですね。小学校・中学校の卒業式についてご報告いたします。

まず、3月19日、馬込中学校の卒業式のほうに行ってまいりました。馬込中学校の卒業式で特に印象に残ったのは、卒業式に参加した生徒たち自身が自分の中学校生活を充実していたと、そういうふうに強く感じているように思いました。馬込中学校の卒業生は、通常のクラス2クラス、それから、特別支援学級の1クラスです。決して大きな規模ではありませんけれども、入学以来3年間、仲よく協力して中学校生活を送ってきたという充実感が、言葉や歌の中にあふれているように感じました。卒業生の答辞を述べた生徒は、入学式のときも新入生代表の言葉を述べたそうです。

そして、その答辞の中で、入学のときに述べた中学生生活への思い、仲よく・楽しく中学校生活を送りたいという目標が実現できたというふうに、力強く語ってくれていました。

また、それが実現できたのも、友達や先生、それから、家族へのおかげだという感謝の気持ちですね、その言葉も大変に印象に残りました。校長先生も式が始まる前に、今年の卒業生はとても仲がよくて、協力的ですばらしい生徒たちだったというふうに語っていま

したけども、式の中でも、それを感じることができました。

特に卒業生が歌った「旅立ちの日に」というのは、この卒業式のテーマソングですけれども、男子の声がとてもしっかり響いているのが印象的で、すばらしいハーモニーでした。男子がしっかりと声を出しているような迫力があって、一生懸命頑張って、中学生生活をしたのだろうなというのは、よく分かりました。

その中でも、1点、気になったのが、やはり教育委員会として考えていかななくてはいけないなというふうに思ったのが、やはり卒業式の呼名のときに、本日欠席という生徒が、やはり4、5名ですか、5、6名おりました。こどもたちの卒業式への思いが、かなり盛り上がっている中で、やはり教育委員会としても、その4、5名のこどもたち、学校卒業式の日、結果的に出られなかった。どういう状況か、一人一人違うと思うんですけども、やっぱりそういうこどもたちの生活にもしっかりと目を向けていく必要があるのかなというふうに思ったところです。

それから、3月24日は、大森第一小学校の卒業式に行っていました。一番強く感じたのは、卒業生の元気のよさですね。卒業証書を授与されたとき、呼名されるんですけども、その返事ですね。気合の入った返事、それから、呼びかけというのが、もう一人ずつあるんですけども、そのとき一人一人の返事、言葉がとて一生懸命心が籠もっていました。

また、歌も声もしっかり出て、こどもたち一人一人が精いっぱい式に取り組んでいこうという意気込みが感じられたり、大変印象的でした。

それで、今年小学校6年生は、6年前にコロナウイルスの感染防止のために、校庭で入学式を行ったんですね。それから、5月に入るまでは、学校のほうが休校になったというこどもたちでした。学校が始まった後も、給食の黙食ですとか、話し合い活動が制限されたり、歌うことはなかったですね。もう友達との接触だとか、そういう様々な制限を受けてきたコロナ禍の中のこどもたちでした。

そのときの卒業式は、参加者も親御さん一人とか、歌のほうも削るとか、時間を短くするとか、大変制限を受けてきたのを思い出しました。実際に、大森第一小学校のこどもたちを見ていると、そういう制限を乗り越えて、それまで以上に力強く成長しているというように感じました。

コロナ禍のときには、規制を受けているときには、いつになったらこのコロナ禍は明けるのかと、何の見通しも立たないような状態でしたけれども、それぞれ工夫をして、努力して、大森第一小学校の卒業生の姿を見ていると、その中でも、ちゃんと成長してきたんだな。それを支えてきた先生方、地域、その努力があったんだなというふうに思いました。様々な困難も、いつかは乗り越えられると。それから、こどもたちはそういう中でもたくましく成長するんだということを改めて実感したように思いました。

もう一つ、印象に残ったことの一つは、最後のこどもたちの呼びかけのときに、男子生徒が一人いまして、いわゆるひな壇のように立って、一人一人言うんですけども、やっぱり気持ち悪くなって、途中でしゃがんでしまった子がいました。その子が、青い顔してしゃがみ込んだんですけど、途中でまたぐっと立ち上がったんですね。

それで、もうそんな無理しないで倒れちゃうと大変だからと思ったんで、先生もすつと言ったんですけども、やっぱりずっと立っていました。

それで、何で立っていたかという、自分の呼びかけの順番が近づいていたんですね。その言葉を本当にしっかりと述べて、また言ったら、しゃがみ込んだんですけども、こどもたちなりに自分の出番というんですかね、責任を果たしていこうというような意識が見られて、たくましいなというふうに思いました。それを見た親御さんのほうも、頑張ったなというので、その成長を感じたのではないかとというふうに思いました。

卒業式は、やっぱり参加すると感動があって、学校にとっては、1年を締めくくる大事な行事だというふうに思います。それぞれの学校で88校、それから、館山も含めてどの学校も立派に行われたのではないかと思います。

また、その卒業式を通して、こどもたちが一つ大きく成長するという場になって、ああいうふうに思いました。卒業式は、改めて学校行事の中で大事だなということを思ったのが、一番の所見でございます。

私からは、以上でございます。

委員の皆さん方からご報告がありましたら、お願いいたします。

○高橋委員

私からは、4点報告します。

池上会館で2月に大田区立小中学校特別支援学級の連合展覧会がありましたので、行ってまいりました。今年は、どの作品も見応えのあるすばらしい作品に仕上がっていました。創造力あふれ、表現の仕方など工夫し、手法や材料を各自選び、長い時間をかけ、丁寧に作られていました。ご指導いただきました先生方、ありがとうございました。

2点目は研究発表会です。2月20日は、羽田小学校に参りました。研究主題が「関わり合い、認め合い、未来を拓く子どもの育成」、副題が、「TSSを通した効率的なICTの活用」です。TSSがシンク、シェア、セレクトで、シンクが自分に合った方法で考え表現するための工夫、シェアが自分に合った方法で考え、共有するための工夫、セレクトが自分に合った表現の仕方を選択するとなっております。

公開授業の学習指導案には、それぞれTSSに関する手だてが示されていました。オクリンクプラス、スプレッドシートを使い、児童間で学習状況・内容を共有し、児童同士の学ぶ相手を自己選択して学習を進めていました。私が気になっていたICTのタイピングも、朝時間を活用した練習が設定されているとのことでした。

講師の北澤武先生からは、研究主題に沿った内容豊富な講演があり、他者との関係性で、資質・能力が磨かれるとの話があり、羽田小学校のこれからの学習に期待するところです。

2月24日は、大森第一小学校に参りました。主題が、「よりよい未来を実現するための創造的な資質・能力の育成」、副題は、「大切にしたい10のことを生かした授業づくりを通して」です。大切にしたい10のことは、自分ごと化、根気よく積み重ねる力、地域との関わり、協働的な学び、相手意識、ICT活用力、対話力、考える力、プレゼンテーション能力、情報収集力で、どれも必要な学びだと思いました。

大一タイムという朝の時間では、児童は、思考ツールを目的に応じて選んで、使用して考える力を向上させて、授業に生かしていました。授業では、資質・能力の素地を育てるために大切にしたい10のこと別に、それぞれに手だてを示し、指導計画を設定していました。

3点目は、指導訪問です。2月27日、入新井第二小学校に同行しました。新校舎の建て替え中で、既存校舎と仮校舎が使われていました。授業参観では、教室に入ると子どもたちが振り返って元気よく挨拶してくれ、廊下で会っても同じでした。先生方も含めて学校全体の雰囲気、そこから伝わってきました。

全体会でもルーブリックの話合いが活発にあり、分科会も指導課の先生方から丁寧な指導を受け、また、元気になりましたとの謝辞がありました。令和7年度最後の指導訪問になりましたが、指導課の先生方、ありがとうございました。各学校を訪問でき、子どもたちとも会えて、大変勉強になりました。

4点目は、3月8日に行われた「春風コンサート」です。1部は、3校の吹奏楽部による単独コンサートでした。部員数の少ない中学校でも楽しい演出があり、すてきな演奏を聴くことができました。2部は、大田区JHSウインドオーケストラの演奏で、7校、70名と講師の方々と共に、今年は、とても人数が多いということで、迫力あるすばらしい演奏でした。昨年の11月から8回の練習によるものとは思えないぐらいすばらしいものでした。2017年から始まった事業ですが、とても大切な取組だと感じました。

○教育長

ほかにありますでしょうか。

○深澤委員

先ほど、教育長から小中学校の卒業が感動的だったというお話だったので、私も、雪谷中学校の卒業式で感動した話をさせていただきたいと思います。

卒業式で、卒業生のお別れの言葉が、「ひさかたの 光のどけき 春の日に しづ心なく 花のちるらむ」から始まりました。この穏やかな春の日に、卒業を前にして自分の心は、希望と不安で入り交じって乱れており、今の自分の心をよく表しているということでした。その後、「中学3年間のできごとの一つ一つが映画のワンシーンのようであった」と言って、運動会や修学旅行等、思い出に残るシーンを一つ一つ説明していくのですね。走馬灯のように駆け巡ってきた3年間の出来事の一つ一つを聞いていると、まるで本当に映画のワンシーンを見ているかのような錯覚を起こし、聞いているこちらまでワクワクしてしまう、とても見事なお別れの言葉でした。その卒業生の話聞いて、中学校3年間の教育でプレゼン力、文章力など、こんなに力がつくものなのかということを感じました。多分列席した方々、皆さん感じたと思います。その別れの言葉で、会場が一つになったような感じがし、とても感動的なすばらしい卒業式でした。

話題は変わりますが、今まで離婚するとき単独親権でしたが、4月1日から単独親権と共同親権を選択できることになります。私が去年から担当している離婚事件で、親権を争っていますが、この1月に、裁判官から単独親権と共同親権どちらを希望するかと聞かれました。私の依頼者は母親で、同居親なので「単独親権です」と回答したところ、父親のほうが、「ちょっと今考え中です」という回答だったんですね。

そうすると、裁判所としては、双方単独親権で争いがなければそのまま進めていきますが、別居親が、共同親権を主張するとなると、子どもが15歳以上であれば、必ず子どもの意見を聞かなければならないので、4月の法改正以降に子どもに裁判所に来てもらって親

権についての意見を聞いてから、共同親権にするか決めていくと言っていました。

今後、共同親権になると、何が問題になるか、ということですが、共同親権の場合、同居親は、日常行為に関しては自分だけで決めることができますが、重大な行為に関しては、別居親の承諾も得なければならないということになってきます。

では、どういうものが日常行為で、どういうものが重大な行為かということになってきますが、これに関しては、2月に東京家庭裁判所の裁判官による講義があり、日常行為で単独行使が可能なものとしては、食事や服装の決定、短期間の観光目的での旅行、心身に重大な影響を与えない医療行為、通常のワクチンの接種、習い事、高校生の放課後のアルバイトの許可などであるということでした。

では、共同行使が原則となる重大行為、財産管理を別として、どのような身上監護がこれにあたるか、というと、まずは、子の転居、子の進学先の決定、心身に重大な影響を与える医療行為と説明されていました。

教育委員会に関係してくると思う事項は、高校への進学や就職の際に別居親の承諾が必要になってくる、特別支援教育の利用についても別居親の承諾が必要になってくるというようなどころだと思います。

大田区では生徒の海外派遣をしています。パスポートの取得に関しては、従前から別居親の承諾がないとパスポートを取得できないという運用がされていますので、共同親権になっても今までと運用は変わらないと思いますが、短期とはいえ、海外派遣を希望している子どもの別居親に連絡をして海外派遣することへの承諾を得る必要が出てくるのではないかと考えています。

裁判所も、まだ運用が始まっていないので、分からない部分がたくさんありますが、今後、現場では混乱が生じてくるだろうと思っています。それは、日常行為と、重大行為の狭間と言うか、分け目と言うか、そここのところがあまり厳格ではないので、どちらに分類されるかということが、裁判所が考えていることと、日常生活を送る現場で乖離が生じてくると思うのですね。

裁判所で離婚するとき、別居親の承諾を得る事項についてまで細かく決めるわけではないので、共同親権になって、実際に困るのが、学校の先生や同居親ですよ、多分ね。一番かわいそうなのは、子どもかなと思っています。私も長年離婚事件をやってきて、離婚で協議していたとき幼稚園入園前だった児童が今、高校生や大学生になっています。そういう子どもを見ていると、例外もあるのですが、大体の子どもは、お父さんのことも、お母さんのことも大好きなのですね。でもお父さんとお母さんが不仲だから、どっちの味方もできなかつたり、お父さんとお母さんの意見が対立してしまったときに、どうしたらいいかわからない。

そして、その両親の不仲の原因が自分にあるということになったときに、子どもはとてども悩むのです。今までは、基本的に同居親が決定権を持っていたからよかったのですが、今後は、別居親にも承諾を求めなければいけない事項が増えてくるということになると、そここのところで、両親の離婚をずっと引きずって生きていかなければならない子どもが増えてきてしまう、そこが今回の法改正の問題点なのかなと思っています。

さらに問題なのは、同居親であれば、弁護士に相談することができるのですが、子どもは、友達にも親にも相談できないので、1人で悩みを抱えてしまう可能性があるということ

とです。そのような時に、一番身近で、信頼できる学校の先生やスクールカウンセラーの役割というのが、これから非常に増えてくるのかなと思っております。

これから、法改正の施行に向けて、教育委員会としても、学校現場で混乱が起きないようにしっかりとサポートしていく必要があると思いますし、学校の現場においても、生徒をしっかりとサポートしていただきたいと思っております。

○教育長

はい、ありがとうございます。こどもが一番間に挟まれて悩んでしまうというところが、そういう心理をやっぱりしっかりと捉えてあげないと。私もそう思いました。ありがとうございます。

○北内委員

私からは、卒業式とOh！！盛祭について報告します。

3月19日木曜日、蓮沼中学校の卒業式、24日火曜日、東六郷小学校の卒業式に出席しました。

蓮沼中学校は、今年度（令和7年度）開校七十周年を迎え、その節目の年に特別支援学級を含む133名が卒業しました。卒業証書授与では、一人ひとりが来賓にお辞儀をした後、壇上に上がり張替校長先生から卒業証書を授与され壇上から下ります。そして、教職員にお辞儀をして着席します。たいへん立派な立ち居振る舞いでした。

卒業のことばでは、生徒会長と特別支援学級生徒代表の二人が、壇上で交互に感謝の気持ちを在校生・保護者・教職員・地域の皆さまに伝えました。

卒業の歌では、その感謝の気持ちを胸に、「旅立ちの日に」と「栄光の架橋」の二曲を合唱しました。卒業生は、心の中でエールを送りあったと思いました。

素晴らしい卒業式でした。

東六郷小学校では、72名が卒業しました。今年度（2025年度）の小学校卒業生は、6年前2019年4月に青空のもと校庭で入学しました。コロナ禍の影響で、臨時休業やオンライン授業、マスクや給食・運動会・課外学習など低・中学年の時は、いろいろな制約の中で学校生活を送りました。

そのような制約の中でも生徒たちは強く逞しく成長し、「門出の言葉」では、そのいろいろな想いも込めて、力強く言葉を発しているように思いました。

とても立派な卒業式でした。

保護者の皆さまには、学校教育にご理解・ご協力いただいたことに感謝申し上げます。あらためてご卒業おめでとうございます。

また、教職員の皆さま、日頃より一人ひとりの児童・生徒をきめ細かくご指導・お導きくださり感謝の念に堪えません。ありがとうございます。

次に、ヤングフェスOh！！盛祭について報告します。3月15日、日曜日、青空の下、大森文化の森で開催されたヤングフェスOh！！盛祭Vol.15に出席しました。大田区の青少年が創る 私たちの文化祭です。今年のテーマは、「生まれかわった僕らの青春（あおはる）」で、実行委員長から、「私たちの今、一瞬一瞬が青春で、この時間・青春（あおは

る)を大切にしたい」という気持ちを込められたそうです。

祭典は、舞台でのダンス・バンド、和室での百人一首大会、キッチンでの料理対決、5階・1階ホールでのチャレンジコーナー・展示、入口広場での模擬店から構成されていました。

大森第四中学校のアコースティックギター部「アコギーズ」の8人は、若さ溢れる楽曲を3曲弾き、会場を盛り上げてくれました。百人一首大会では、生徒たちが入念に準備していました。料理対決では、生徒たちは今年のテーマ「お子様ランチ」の調理に集中して取り組んでいました。年々、料理対決に参加するチームが増え、今回は6チーム参加申込みがありました。おおたの未来づくりとコミュニティ・スクールが、区内小中学校に浸透している証の一つです。模擬店では、大田区発祥の揚げパンが販売され、私も一つ食しました。たいへん美味しかったです。

Oh!!盛祭は、大田区青少年委員会のサポートのもと、大田区の若者たちが「青年実行委員」として実行委員会に加わり、主体的に企画・制作・運営に関わっています。青年実行委員及び祭典に関わる若者たちは、この経験と仲間と過ごした時間を大切に、社会人となって活躍してほしい、大きく羽ばたいてほしいと願っています。

祭典をサポートして下さった大田区青少年委員会の皆さま、関係者の皆さまに感謝申し上げます。

○藤井委員

私も大森第一中学校の卒業式に行きまいりました。PTA会長からは母親としての本当に気持ちのこもったスピーチがありまして、中学校まで一生懸命育ててこられた思いの丈をお話しになった。とても感動的で胸が熱くなりました。列席された先生方も、司会の先生も感涙でした。

そして、こどもたちは元気に卒業していきました。

相生小学校の卒業式にも伺いました。卒業生50名と小規模でしたが、一人一人が卒業にあたっての言葉を話してくれました。みんな夢のある言葉で、大きな声で自分の今後やりたいことを話してくれて、小規模校ならではの時間の取り方でうれしく思いました。

それから、話は変わりますが、側弯症検診として小学校5年生でモアレ検診が行われていますけれども、モアレ検診は、以前にもお話ししたかと思うんですけども、感度が高過ぎて、たくさんの子供が異常とされる危惧があったんですが、やはり20%以上の陽性率になっております。検査の感度が高すぎるとレントゲンの被曝の問題もございしますので、できる限り感度と特異度を適正化していくようにしなければなりません。

それから、今度、大田区三医師会ので、神経発達症研究会というのが立ち上がりまして、5歳児健診でこどもの、困っている度合いをみるということをやったんですけど、それを今度、若干方向転換して、アンケート方式で見ていくという形に変わってきました。

ただ、5歳児健診というのは、身体的なものを診るというよりは、どっちかというと精神神経的な状況を診ていく検診です。それが普及してくると、5歳でやるということは、もう翌年6歳で小学校に入ってきますので、教育委員会が関与する部分が必ず出てくるかなと思っています。神経発達症研究会には、精神科、小児科医や大学の心理学の専門家ほか、いろんな方が一緒に入ってくれておりまして、いい勉強の場でもあるし、大田区行政とも連携して、こどもたちのために最適な指導ができるようにしていく必要があります。

医師会のほうでは、情報の一元化とか、いろいろ意見もありましたけれども、プライバシーの問題、その他いろいろあり、難しい面も多々あると思います。できる限りこどもの情報は、守秘義務を守りながら、必要な情報は共有しながら、教育現場での早期介入が健康的な学校生活を続けていくのにかなり効果的だということでした。

教育委員会をはじめとして、大田区の関係部署の方々には、同じような考えを持っていただいてやっていくのが、一番よろしいかなというふうに感じております。

また、研究会には教育委員会も少し関与して、情報共有をしていければなというふうに思っています。よろしく願いいたします。

○出張委員

私は、令和6年・7年度「大田区教育委員会研究推進校」の赤松小学校と羽田小学校の研究発表会に行きまいりました。また、先ほどもお話がありました大田区立小・中学校特別支援学級連合展覧会を池上会館で拝見しました。

まず、どれも子どもたちの学びが、非常に丁寧に支えられ、主体性と協調性が育まれていることを実感することができ、すばらしいと思いました。

赤松小学校の研究発表会に2月17日に行きまいりました。研究主題の「ウェルビーイングを高めるこどもの育成」ということで、2年間の成果として、授業公開と研究発表が行われ、武蔵野大学のウェルビーイング学部の前野マドカ先生のご講演を聞くことができました。

本研究の特色は、子どもたちの幸せを形づくる四つの因子、「やってみよう」、「ありがとう」、「何とかなる」、「ありのまま」を日常の教育活動に位置づけ、学びの随所でウェルビーイングの視点を生かしている点にありました。

公開授業でも、こどもが自分らしく挑戦し、自己実現、自己肯定感の涵養を図れるようになっておりました。さらに、協働的な学びを通して協調性や利他性を育む工夫がされていました。

例えば、1年生の算数で「足し算と引き算」という授業では、習熟に応じた三つのコースを設定しており、その一つコースでは図を用いて考えを整理するよさに気づかせて、それを友達と説明し合う等の場面が設定されておりました。そのような中でウェルビーイングが育てられていることが感じられました。

前野先生から、これからの時代に求められるのは「自己肯定感の高い幸せな人」を幼少期から育てていくことであり、教師自身の幸せが日々の関わりを通してこどもに伝わるとの示唆に富んだお話がありました。やはり教師が元気であるということが大事であると思いましたので、そのことを教育委員会として支えていくことが大事であると感じました。

それから、羽田小学校の研究発表会に2月20日に行きまいりました。主題は「関わり合い、認め合い、未来を拓くこどもの育成」でTSS「シンク」、「シェア」、「セレクト」を要とするICTを活用した2年間の成果を発表されました。講師は、青山学院大学の北澤先生からご講演をいただきました。

授業では、子どもたちが「考える」、「共有する」、「選択する」という学びの流れを具体的に組み立てられるようにTSSの場面が1単位時間の中に自然に織り込まれておりました。1年生の図画工作の「すきまちゃんの すきな隙間」では、作品作りを「セレクト」

して、工夫や発見を「シンク」し、タブレットに撮影して、電子黒板に共有する「シェア」する、そのような取組をして、新たな視点に触れる姿を見ることができました。

先生方は、一人一人の学びに目を配りながら、価値づけや助言を行う伴走者としての役割を果たしており、こどもが最後まで学びをやり抜こうとする空気が醸成されていることを感じる事ができました。

それから、北澤先生からは、これからの社会に必要な力の育成とICTの関係、また、働き方改革や教師の専門性向上の視点からの示唆が示され、大変に意義の深いものだったのかなと思います。

北澤先生には、2月13日の東京都多摩地区教育推進委員会の報告会でご講演を拝聴していましたが、大田区では一つの学校でお呼びすることができ、すごいことであると思いました。東京都多摩地区教育推進委員会は、多摩地区の小学校・中学校の先生方の教育の充実と振興を図る委員会で、その報告会で北澤先生をお呼びしていましたが、大田区では1校の研究発表会にお呼びで、すてきなことと思いました。

それから特別支援学級連合展覧会に2月18日に行ってまいりました。図画工作とか、粘土、焼き物など、様々な日頃の学習成果が丁寧に展示され、こどもたちの表現の幅と確かな努力が伝わってくる感動的な内容でありました。

模写作品では、フェルメールの「真珠の耳飾りの少女」の特徴を的確に捉えて表現されていて、すばらしいと思いました。

それから、修学旅行に行った際に制作した「たたみづくり」の作品の中の一つに「美しく最期を飾りつける暇があるなら、最後まで美しく生きようじゃないか」という力強い言葉が添えられており、まさにそうであると思いました。こどものみずみずしい感性に心を打たれました。

また、粘土作品がよくできていて、「ようこそなんぼケーキ屋さんへ」というのがありまして、いろんなケーキがありましたが、イチゴが乗っているショートケーキは、本物かなと思って、食べたくなるようなものでありました。こどもの感性は、すばらしいと思いました。懸命に取り組む姿勢と温かな思いがにじみ出た豊かな時間を過ごすことができました。

三つとも、こどもが主体となって学びを形づくる環境づくりに通底しておりまして、ウェルビーイングの視点やTSSを軸としたICT活用、そして、多様な表現の尊重が、それぞれの現場で着実になされてきていることを見させていただきました。

最後に卒業式ですが、私も2校に行ってきました。大森第四中学校では、3月13日に村上校長先生から165名の生徒一人一人に卒業証書が手渡されました。生徒の中には3年間の学校生活を振り返り、卒業の喜びと感謝の思いから、式の初めから先頭の男子が涙を見せる姿があり、私もじんじん熱くなってしまいました。男女二人による答辞では、3年間の歩みを丁寧に振り返りながら、保護者や教職員への深い感謝が述べられた、大変心温まる式でした。

それから、24日には中萩中小学校に行ってまいりました。この学校は小規模校で60名しかおりませんでしたが、やはり山口校長先生から一人一人に卒業証書が手渡されました。

その後、6年生と5年生による「喜びの言葉」が披露され、温かな雰囲気にも包まれた本当に感動的な式だとなりました。

中学生が最初から涙ぐんでいましたので、小学生はどうかと試してみましたが、結構笑顔でニコニコしていて、やはり発達段階が違うのかと試してみたら、やはり退場の際には、非常に多くの6年生の児童が涙ぐんでおり、巣立ちの瞬間を迎えるこどもたちの思いが強く伝わるようよい式だったと思います。どちらの学校も、こどもたちの確かな成長と教職員による献身的な日々の支えが感じられる、大変すばらしい卒業式でありました。

○教育長

ありがとうございました。ほかにご意見はよろしいでしょうか。

それでは、次の日程に移りたいと思います。

日程第2について、事務局職員の説明を求めます。

○事務局職員

日程第4は、「議案審議」でございます。

本日は、第5号議案から第9号議案までの計5件のご審議をお願いいたします。

それでは、議案を読み上げます。

第5号議案 大田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則。

第6号議案 大田区教育委員会公印規則の一部を改正する規則。

第7号議案 大田区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則。

第8号議案 大田区立図書館館則の一部を改正する規則。

第9号議案 大田区立学校安全衛生委員会等設置規程の一部を改正する訓令。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○教育長

それでは、ただいまの議案について、事務局職員の説明を求めます。

○教育総務課長

まず、第5号、第6号議案の2件につきまして、説明させていただきます。

第5号議案 大田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則及び第6号議案 大田区教育委員会公印規則の一部を改正する規則は、いずれも令和8年度の組織改正などに伴い改正を行うものでございます。

組織改正ですが、生活習慣病予防や食育の推進など、保健給食分野の取組を強化するとともに、給食費をはじめとする学校徴収金の公会計化を通じ、事務のより一層の効率化や透明性の確保を目指すため、学務課の事務のうち、保健給食事務や学校徴収金公会計化に向けた事務を分掌する、学校健康推進担当課長を新設します。

また、校外施設の運営調整を学校運営として一体的かつ効果的に進めるとともに、学校運営の課題により柔軟に対応できる体制を構築するため、校外施設調整担当係長及び学校運営係を統合し、学校運営担当係長を新設するものでございます。

続きまして、第7号議案 大田区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則でございます。学校教育法が改正されまして、令和8年4月1日から主務教諭の職が創設

されます。

一方で、東京都教育委員会では、既に東京都独自の職としまして、主幹教諭と教諭の間に主任教諭の職を設置しておりますので、この主任教諭を新設する主務教諭に位置づけ、名称も引き続き主任教諭として運用することとしております。

以上の取扱いにつきまして、東京都の公立学校全体の対応として、管理運営規則の改正を行うものでございます。

次に、第8号議案 大田区立図書館館則の一部を改正する規則でございます。こちらは、区立図書館の個人貸出しの規定につきまして、実際の運用に基づき、文化の森情報館を含む内容に改正。

また、学校図書館と区立図書館双方の負担軽減と連携促進に向けた手続の簡素化を図るための改正となります。

最後は、第9号議案 大田区立学校安全衛生委員会等設置規程の一部を改正する訓令でございます。労働安全衛生法及び同法施行令では、常時勤務する教職員が50人以上の学校が安全衛生委員会の設置が義務づけられております。このたび、この安全衛生委員会を設置する学校が変更になるため、別表にありますとおり、改正をするものでございます。

説明は、以上となります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○教育長

それでは、ただいまの議案に対しまして、ご意見、ご質問はありますでしょうか。

○深澤委員

すみません、今、第6号議案と説明されました公印規則について、聞き逃してしまったかもしれませんが、第6号議案の大田区教育委員会教員規則の変更について、もう一度説明をお願いできますか。

○教育総務課長

この公印規則につきましても、第5号議案と同様に、組織改正に伴いまして規則を改善するというものでございます。今回、担当課長が新設されますというところもありますので、それに基づいて公印も変更になるという内容でございます。

○深澤委員

はい、分かりました。

○教育長

よろしいですか。

○深澤委員

はい。それに基づいて、よろしいですか。

○教育長

はい。

○深澤委員

まず、第5号議案についてなんですけれども、第5号議案は、大田区教育委員会事務局庶務規則の変更についてということでございます。この第2条で、校外施設調整担当係長と学校運営係を廃止して、学校運営担当係長の役職を新設するということですが、双方の役職を一体化することで、学校運営の円滑化が図られること。

また、新設する役職では、学校の運営予算、決算、経理、学校徴収金の公会計化についても分掌するということですので、組織改正により、より効率的で、かつ、教職員の方々にとって負担の少ない学校運営を実現するよう対応してくださることを期待しております。

なお、また、別表の第1弾で新設する学校健康推進担当課長ですが、主に保健給食の面から児童・生徒の健康管理を推進していくということでございますので、組織改正によって、こどもたちの健康管理のよりよい改善につながってくれることを期待しています。

次に、第6号議案 大田区教育委員会公印規則の変更についてですが、学務課に先ほどご紹介いただきました、学校健康推進担当課長が新設されることに伴って、公印取扱主任を他課と同様に、課内の庶務を担当する係長に定めることとする改正と理解しております。

また、これまで公印の印影は、4月1日に保存するようになっていましたが、保存日を公印の使用開始日と改正することでタイムラグがなくなり、より正確に印影の保存をすることが可能になると考えております。

次に、第7号議案 大田区立学校の管理運営に関する規則の一部改正についてでございますが、学校教育法の改正に伴って、主務教諭が新設されるため、大田区においても対応が必要となる改正であり、その職名については、東京都教育委員会が法改正後に、主任教諭を主務教諭に位置づけて、名称も主任教諭として運用することから、大田区も東京都と同様の運用する規則の改正と理解しております。

主任教諭の職務内容は、主務教諭の要件を満たしていると考えられるため、現場において定着している主任教諭の名称を変える必要性は乏しい上、東京都と歩調を合わせることで制度運営の一貫性が保たれるというメリットがあることから、本議案に賛成いたします。

次に、第8号議案 大田区立図書館規則の改正についてでございますが、本議案中第7条は、大田文化の森で行われている個人への本の貸出しの現状に合わせるために必要な規則の改正であると考えます。団体貸出しについては、第8条で糾合を新設していますが、規則改正の趣旨は、学校と図書館との連携の促進にあることから、児童・生徒の読書や調べ学習を推進するものとして有益であると考えます。

以上から、第8号議案についても賛成いたします。

第9号議案 大田区立学校安全衛生委員会等設置規程の改正についてでございますが、労働安全衛生法は、常時教職員が50人以上の場合には、安全衛生委員会の設置を義務づけており、令和8年度から安全衛生委員会を設置すべき学校が変わることに伴う必要な改正です。

教職員の適正な勤務環境を形成し、健康を確保することが教職員のためのみならず、教育環境維持にとっても大切なことですので、教職員のよりよい勤務環境が実現すると期待しております。

以上から、全件について賛成したいと思います。

○教育長

ほかにご意見は。

よろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○教育長

それでは、本議案に対しまして、原案のとおり決定するということによろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○教育長

それでは、第5号議案、第6号議案、第7号議案、第8号議案及び第9号議案について、原案のとおり決定いたします。

それでは、本日の日程は、以上となります。

これをもちまして、令和8年第3回教育委員会定例会を閉会とさせていただきます。

令和8年 第3回 教育委員会 定例会 3月27日(金) 午後2:00～

教育委員会室

<教育長の報告事項>

<部課長の報告事項>

教育総務部長

参事（教育施設担当）

教育総務課長

教育施設担当課長

副参事（教育地域力担当）

副参事（教育施設調整担当）

学務課長

指導課長

指導企画担当課長

学校支援担当課長

教育センター所長

幼児教育センター所長

大田図書館長

令和 8 年 3 月 27 日

令和 8 年第 3 回教育委員会定例会日程

日程第 1 教育長の報告事項

日程第 2 議案審議

第 5 号議案 大田区教育委員会事務局処務規則の一部を
改正する規則

第 6 号議案 大田区教育委員会公印規則の一部を改正す
る規則

第 7 号議案 大田区立学校の管理運営に関する規則の一
部を改正する規則

第 8 号議案 大田区立図書館館則の一部を改正する規則

第 9 号議案 大田区立学校安全衛生委員会等設置規程の
一部を改正する訓令

第5号議案

大田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
上記の議案を提出する。

令和8年3月27日

提出者 大田区教育委員会教育長 小 黒 仁 史

大田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

大田区教育委員会事務局処務規則（昭和49年教育委員会規則第9号）の一部を
次のように改正する。

第2条の表教育総務部の部学務課の款校外施設調整担当係長の項を削り、同款
「学校運営係」を「学校運営担当係長」に改める。

第8条の表教育総務部の部学務課の款校外施設調整担当係長の項を削る。

第8条の表教育総務部の部学務課の款学校運営係の項を次のように改める。

学校運営担当係長

- (1) 学校の運営予算(課内他係の所管に属するものを除く。)、決算及び経理に関すること。
- (2) 教材、教具等の整備に関すること(特別支援学級を除く。)
- (3) 教材等に係る補助金に関すること。
- (4) 校外施設の調整及び運営に関すること。
- (5) 特別支援学校の運営及び募集に関すること。
- (6) 学校徴収金の公会計化に関すること。
- (7) 課内他係に属しないこと。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

第1欄	第2欄	第3欄
教育施設担当課長	学校施設の改築、整備及び	教育総務課長の指定する職

	維持保全に関すること。	員
学校健康推進担当課長	保健給食に関する事務及び学校徴収金の公会計化に関すること。	学務課長の指定する職員
指導企画担当課長	新しい学びの構築、ICT を活用した教育の推進、不登校対策等に関すること。	指導課長の指定する職員
学校支援担当課長	ICT 基盤の整備及び維持管理、教員の働き方改革の推進、学校に勤務する職員に関する事務及び指導課における経理事務等に関すること。	指導課長の指定する職員

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(提案理由)

組織改正に伴い、組織及び分掌事務を変更するほか、規定を整理するため、規則を改正する必要があるため、この案を提出する。

大田区教育委員会事務局処務規則（昭和49年教育委員会規則第9号）新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">○大田区教育委員会事務局処務規則 昭和49年3月30日 教育委員会規則第9号</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条（略）</p> <p>（事務局の組織）</p> <p>第2条 事務局の組織は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務部</p> <p> 教育総務課</p> <p> 経営計画担当係長</p> <p> 教育地域力推進担当係長</p> <p> 施設担当係長</p> <p> 私学行政担当係長</p> <p> 庶務係</p> <p>学務課</p> <p> 保健給食担当係長</p> <p> 特別支援教育担当係長</p> <p> 就学相談担当係長</p> <p> <u>（削除）</u></p> <p> <u>学校運営担当係長</u></p> <p> 学事係</p> <p>指導課</p> <p> 指導主事</p> <p> 指導事務担当係長</p> <p> 学校支援担当係長</p> <p> 教職員担当係長</p> <p>（部長及びその職責）</p> <p>第3条から第7条まで（略）</p> <p style="text-align: center;">第2章 事務分掌</p> <p>（事務局の分掌事務）</p> <p>第8条 事務局の部、課及び係の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務部</p> <p> 教育総務課</p> <p> 経営計画担当係長</p>	<p style="text-align: center;">○大田区教育委員会事務局処務規則 昭和49年3月30日 教育委員会規則第9号</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条（略）</p> <p>（事務局の組織）</p> <p>第2条 事務局の組織は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務部</p> <p> 教育総務課</p> <p> 経営計画担当係長</p> <p> 教育地域力推進担当係長</p> <p> 施設担当係長</p> <p> 私学行政担当係長</p> <p> 庶務係</p> <p>学務課</p> <p> 保健給食担当係長</p> <p> 特別支援教育担当係長</p> <p> 就学相談担当係長</p> <p> <u>校外施設調整担当係長</u></p> <p> <u>学校運営係</u></p> <p> 学事係</p> <p>指導課</p> <p> 指導主事</p> <p> 指導事務担当係長</p> <p> 学校支援担当係長</p> <p> 教職員担当係長</p> <p>（部長及びその職責）</p> <p>第3条から第7条まで（略）</p> <p style="text-align: center;">第2章 事務分掌</p> <p>（事務局の分掌事務）</p> <p>第8条 事務局の部、課及び係の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務部</p> <p> 教育総務課</p> <p> 経営計画担当係長</p>

新	旧
(1)から(5)まで (略)	(1)から(5)まで (略)
教育地域力推進担当係長	教育地域力推進担当係長
(1)から(11)まで (略)	(1)から(11)まで (略)
施設担当係長	施設担当係長
(1)から(5)まで (略)	(1)から(5)まで (略)
私学行政担当係長	私学行政担当係長
(1)から(5)まで (略)	(1)から(5)まで (略)
庶務係	庶務係
(1)から(15)まで (略)	(1)から(15)まで (略)
学務課	学務課
保健給食担当係長	保健給食担当係長
(1)から(13)まで (略)	(1)から(13)まで (略)
特別支援教育担当係長	特別支援教育担当係長
(1)から(5)まで (略)	(1)から(5)まで (略)
就学相談担当係長	就学相談担当係長
(1)から(2)まで (略)	(1)から(2)まで (略)
<u>(削除)</u>	<u>校外施設調整担当係長</u>
<u>(削除)</u>	<u>(1) 校外施設の調整及び運営に関すること。</u>
<u>学校運営担当係長</u>	<u>学校運営係</u>
(1)から(2)まで (略)	(1)から(2)まで (略)
<u>(3) 教材等に係る補助金に関すること。</u>	<u>(新設)</u>
<u>(4) 校外施設の調整及び運営に関すること。</u>	<u>(3) 校外施設の運営に関すること。</u>
<u>(5) 特別支援学校の運営及び募集に関すること。</u>	<u>(4) 特別支援学校の運営及び募集に関すること。</u>
<u>(6) 学校徴収金の公会計化に関すること。</u>	<u>(新設)</u>
<u>(7) 課内他係に属しないこと。</u>	<u>(5) 課内他係に属しないこと。</u>
学事係	学事係
(1)から(7)まで (略)	(1)から(7)まで (略)
指導課	指導課
指導主事	指導主事
(1)から(9)まで (略)	(1)から(9)まで (略)
指導事務担当係長	指導事務担当係長
(1)から(8)まで (略)	(1)から(8)まで (略)
学校支援担当係長	学校支援担当係長
(1)から(10)まで (略)	(1)から(10)まで (略)

新			旧		
教職員担当係長 (1)から(5)まで(略) 第3章から第4章まで(略) この規則は、令和8年4月1日から施行する。			教職員担当係長 (1)から(5)まで(略) 第3章から第4章まで(略)		
別表(第4条関係)			別表(第4条関係)		
第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
教育施設担当課長	学校施設の改築、整備及び維持保全に関すること。	教育総務課長の指定する職員	教育施設担当課長	学校施設の改築、整備及び維持保全に関すること。	教育総務課長の指定する職員
<u>学校健康推進担当課長</u>	<u>保健給食に関する事務及び学校徴収金の公会計化に関すること。</u>	<u>学務課長の指定する職員</u>	<u>(新設)</u>		
指導企画担当課長	新しい学びの構築、ICTを活用した教育の推進、不登校対策等に関すること。	指導課長の指定する職員	指導企画担当課長	新しい学びの構築、ICTを活用した教育の推進、不登校対策等に関すること。	指導課長の指定する職員
学校支援担当課長	ICT基盤の整備及び維持管理、教員の働き方改革の推進、学校に勤務する職員に関する事務及び指導課における経理事務等に関すること。	指導課長の指定する職員	学校支援担当課長	ICT基盤の整備及び維持管理、教員の働き方改革の推進、学校に勤務する職員に関する事務及び指導課における経理事務等に関すること。	指導課長の指定する職員

第6号議案

大田区教育委員会公印規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和8年3月27日

提出者 大田区教育委員会教育長 小 黒 仁 史

大田区教育委員会公印規則の一部を改正する規則

大田区教育委員会公印規則（平成10年教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第7条中「管理者は、」の次に「公印の使用開始日及び当該開始日以後の」を加える。

第9条第2項中「教育施設担当課長である場合は教育総務課庶務係長を充て、管理者が指導企画担当課長である場合は指導課指導事務担当係長のうち指導課長が指定する係長を充て、管理者が学校支援担当課長である場合は指導課学校支援担当係長のうち指導課長が指定する」を「担当課長である場合は、当該担当課長の事務と直接関係のある課の庶務を担当する」に改める。

付 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正前の大田区教育委員会公印規則の規定に基づき作成した用紙で現に残存するものは、引き続きこれを使用することができる。

（提案理由）

公印取扱主任に関する規定を整理するため、規則を改正する必要があるので、この案を提出する。

第7号議案

大田区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
上記の議案を提出する。

令和8年3月27日

提出者 大田区教育委員会教育長 小 黒 仁 史

大田区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
大田区立学校の管理運営に関する規則（昭和53年教育委員会規則第14号）の一
部を次のように改正する。

第6条の4を次のように改める。

（主任教諭等）

第6条の4 小中学校に主務教諭を置くことができる。

- 2 主務教諭は、児童又は生徒の教育をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。
- 3 主務教諭の職名は、主任教諭とする。
- 4 小中学校の実情に照らし必要があると認めるときは、児童又は生徒の養護をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くことができる。
- 5 前項に規定する主務教諭の職名は、第3項の規定にかかわらず、主任養護教諭とする。
- 6 小中学校の実情に照らし必要があると認めるときは、児童又は生徒の栄養の指導及び管理をつかさどり、並びに命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くことができる。
- 7 前項に規定する主務教諭の職名は、第3項の規定にかかわらず、主任栄養教諭とする。

第7条を次のように改める。

第7条 小中学校に教務主任、生活指導主任、保健主任及び学年主任を置く。ただし、これらの主任の担任する校務を整理する主幹教諭又は教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くとき、その他特別の事情のあるときは、これらの主任を置かないことができる。

2 小学校に研究主任を置く。ただし、当該主任の担当する校務を整理する主幹教諭又は教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くとき、その他特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。

3 中学校に進路指導主任を置く。ただし、当該主任の担当する校務を整理する主幹教諭又は教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くとき、その他特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。

付 則

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(提案理由)

学校教育法の改正に伴い、「主務教諭」が新設されることになり、区立学校では「主任教諭」を「主務教諭」と読み替えるため、規則を改正する必要があるので、この案を提出する。

大田区立学校の管理運営に関する規則（昭和53年教育委員会規則第14号）新旧対照表

新	旧
<p>大田区立学校の管理運営に関する規則 昭和53年10月24日 教育委員会規則第14号 第1条から第6条の3まで（現行のとおり） （主任教諭等） 第6条の4 <u>小中学校に主務教諭を置くことができる。</u></p> <p><u>2 主務教諭は、児童又は生徒の教育をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。</u></p> <p><u>3 主務教諭の職名は、主任教諭とする。</u></p> <p><u>4 小中学校の実情に照らし必要があると認めるときは、児童又は生徒の養護をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くことができる。</u></p> <p><u>5 前項に規定する主務教諭の職名は、第3項の規定にかかわらず、主任養護教諭とする。</u></p> <p><u>6 小中学校の実情に照らし必要があると認めるときは、児童又は生徒の栄養の指導及び管理をつかさどり、並びに命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くことができる。</u></p> <p><u>7 前項に規定する主務教諭の職名は、第3項の規定にかかわらず、主任栄養教諭とする。</u> （主任） 第7条 小中学校に教務主任、生活指導主任、保健主任及び学年主任を置く。ただし、これらの主任の担任する校務を整理する主幹教諭 <u>又は教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭</u> を置くとき、その他特別の事情のあるときは、これらの主任を置かないことが</p>	<p>大田区立学校の管理運営に関する規則 昭和53年10月24日 教育委員会規則第14号 第1条から第6条の3まで（略） （主任教諭等） 第6条の4 小中学校に、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭の職として、主任教諭を置くことができる。</p> <p>2 小中学校に、特に高度の知識又は経験を必要とする養護教諭の職として、主任養護教諭を置くことができる。</p> <p>3 小中学校に、特に高度の知識又は経験を必要とする栄養教諭の職として、主任栄養教諭を置くことができる。</p> <p>（主任） 第7条 小中学校に教務主任、生活指導主任、保健主任及び学年主任を置く。ただし、これらの主任の担任する校務を整理する主幹教諭を置くとき、その他特別の事情のあるときは、これらの主任を置かないことができる。</p>

新	旧
<p>できる。</p> <p>2 小学校に研究主任を置く。ただし、当該主任の担当する校務を整理する主幹教諭 <u>又は教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭</u>を置くとき、その他特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。</p> <p>3 中学校に進路指導主任を置く。ただし、当該主任の担当する校務を整理する主幹教諭 <u>又は教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭</u>を置くとき、その他特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。</p> <p>第8条から第22条まで（現行のとおり）</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この規則は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>2 小学校に研究主任を置く。ただし、当該主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くとき、その他特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。</p> <p>3 中学校に進路指導主任を置く。ただし、当該主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くとき、その他特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。</p> <p>第8条から第22条まで（略）</p>

第8号議案

大田区立図書館館則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和8年3月27日

提出者 大田区教育委員会教育長 小 黒 仁 史

大田区立図書館館則の一部を改正する規則

大田区立図書館館則（平成5年教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第7条に次のただし書き加える。

ただし、大田文化の森条例施行規則（平成13年教育委員会規則第116号）第13条第1項に規定する貸出券の交付を受けている者は、この限りでない。

第7条第4項中「全館」の次に「（大田文化の森条例（平成13年条例第19号）第2条第10号に規定する情報館を含む。以下この条及び第9条において同じ。）」を加える。

第8条第8項の次に次の1項を加える。

9 大田区立学校設置条例（昭和36年条例第17号）に定める学校及び当該学校に配置する司書に対する団体貸出しの手続その他の取扱いについては、大田図書館長が別に定める。

第9条第3項の次に次の1項を加える。

3 大田区立学校設置条例（昭和36年条例第17号）に定める学校及び当該学校に配置する司書に対する予約の取扱いについては、大田図書館長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

（提案理由）

区立図書館の個人貸出しにおける取扱いを、大田文化の森情報館を含めた内容

とするほか、規定を整理するため、規則を改正する必要があるので、この案を提出する。

大田区立図書館館則（平成5年教育委員会規則第18号）新旧対照表

新	旧
<p>大田区立図書館館則 平成5年3月15日 教育委員会規則第18号</p> <p>第1条～第6条（略） （個人貸出し）</p> <p>第7条 図書館資料の館外貸出しを受けようとする者は、貸出申込書を館長に提出し、貸出券の交付を受けなければならない。<u>ただし、大田文化の森条例施行規則（平成13年教育委員会規則第116号）第13条第1項に規定する貸出券の交付を受けている者は、この限りでない。</u></p> <p>2～3（略）</p> <p>4 貸出券は、全館<u>（大田文化の森条例（平成13年条例第19号）第2条第10号に規定する情報館を含む。以下この条及び第9条において同じ。）</u>共通で使用することができる。</p> <p>5～12（略） （団体貸出し）</p> <p>第8条 図書館資料の団体貸出しを受けようとする団体の代表者は、団体貸出申込書を館長に提出し、団体貸出券の交付を受けなければならない。</p> <p>2～8（略）</p> <p><u>9 大田区立学校設置条例（昭和36年条例第17号）に定める学校及び当該学校に配置する司書に対する団体貸出しの手続その他の取扱いについては、大田図書館長が別に定める。</u></p> <p>（予約）</p> <p>第9条 第7条又は前条の規定による館外貸出しを受けようとする者又は団体は、事前に図書館資料の予約をすることができる。ただし、館長が特に必要と認めたときは、この限りでない。</p> <p>2（略）</p> <p><u>3 大田区立学校設置条例（昭和36年条例第17号）に定める学校及び当該学校に配置する司書に対する予約の取扱いについては、大田図書館長が別に定める。</u></p>	<p>大田区立図書館館則 平成5年3月15日 教育委員会規則第18号</p> <p>第1条～第6条（略） （個人貸出し）</p> <p>第7条 図書館資料の館外貸出しを受けようとする者は、貸出申込書を館長に提出し、貸出券の交付を受けなければならない。</p> <p>2～3（略）</p> <p>4 貸出券は、全館共通で使用することができる。</p> <p>5～12（略） （団体貸出し）</p> <p>第8条 図書館資料の団体貸出しを受けようとする団体の代表者は、団体貸出申込書を館長に提出し、団体貸出券の交付を受けなければならない。</p> <p>2～8（略） <u>（新設）</u></p> <p>（予約）</p> <p>第9条 第7条又は前条の規定による館外貸出しを受けようとする者又は団体は、事前に図書館資料の予約をすることができる。ただし、館長が特に必要と認めたときは、この限りでない。</p> <p>2（略） <u>（新設）</u></p>

新	旧
第10条～第13条（略） <u>付 則</u> <u>この規則は、公布の日から施行する。</u>	第10条～第13条（略）

第9号議案

大田区立学校安全衛生委員会等設置規程の一部を改正する訓令
上記の議案を提出する。

令和8年3月27日

提出者 大田区教育委員会教育長 小 黒 仁 史

大田区立学校安全衛生委員会等設置規程の一部を改正する訓令
大田区立学校安全衛生委員会等設置規程(昭和53年教育委員会訓令甲第13号)
の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第1条の3関係)

大田区立入新井第一小学校
同 馬込第三小学校
同 梅田小学校
同 池上小学校
同 入新井第二小学校
同 東調布第一小学校
同 東調布第三小学校
同 嶺町小学校
同 池雪小学校
同 小池小学校
同 雪谷小学校
同 出雲小学校
同 高畑小学校
同 矢口西小学校
同 多摩川小学校
同 蒲田小学校
同 大森第八中学校
同 東調布中学校
同 大森第七中学校
同 糀谷中学校
同 志茂田中学校
同 矢口中学校
同 御園中学校

同	蓮沼中学校
同	蒲田中学校

付 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

労働安全衛生法の規定により安全衛生委員会を設置すべき大田区立学校が変更になるため、訓令を改正する必要があるので、この案を提出する。

大田区立学校安全衛生委員会等設置規程（昭和53年教育委員会訓令甲第13号）新旧対照表

新	旧
<p>○大田区立学校安全衛生委員会等設置規程</p> <p style="text-align: right;">昭和53年12月22日 教育委員会訓令甲第13号</p> <p>第1条から第9条まで（現行のとおり）</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この訓令は、令和8年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表（第1条の3関係）</p>	<p>○大田区立学校安全衛生委員会等設置規程</p> <p style="text-align: right;">昭和53年12月22日 教育委員会訓令甲第13号</p> <p>第1条から第9条まで（略）</p> <p>別表（第1条の3関係）</p>
<p><u>大田区立</u>入新井第一小学校</p>	<p><u>大田区立大森第四小学校</u></p>
同 馬込第三小学校	同 入新井第一小学校
同 梅田小学校	同 馬込第三小学校
同 池上小学校	同 梅田小学校
同 入新井第二小学校	同 池上小学校
同 東調布第一小学校	同 入新井第二小学校
同 東調布第三小学校	同 東調布第一小学校
同 嶺町小学校	同 東調布第三小学校
同 池雪小学校	同 嶺町小学校
同 小池小学校	同 池雪小学校
同 雪谷小学校	同 小池小学校
同 出雲小学校	同 雪谷小学校
同 高畑小学校	同 出雲小学校
同 矢口西小学校	同 高畑小学校
同 多摩川小学校	同 矢口西小学校
同 蒲田小学校	同 多摩川小学校
同 大森第八中学校	同 蒲田小学校
同 東調布中学校	同 大森第八中学校
同 大森第七中学校	同 東調布中学校
同 糶谷中学校	同 大森第七中学校
同 志茂田中学校	同 糶谷中学校
同 矢口中学校	同 志茂田中学校
同 御園中学校	同 矢口中学校
同 蓮沼中学校	同 御園中学校
同 <u>蒲田中学校</u>	同 蓮沼中学校